

# 会員規約変更点

## 第5条 会員の種類

本クラブの趣旨に賛同し、**本規約を承諾した方**で、会社が認めたものを本クラブの会員とします。

## 第6条 入会手続

1. 本クラブに入会を希望するものは、所定の申し込み手続を行い、会社の承認を得るとともに、会社が定めた会費を納入しなければなりません。**また、必要により医師の健康診断書の提出を求めることがあります。**
2. **刺青、タトゥー及びこれに類するものが身体に入っている方、暴力団構成員、会員の円滑なクラブ利用に支障をきたす可能性がある方、その他本クラブが不相当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。**

## 第8条 会員カード

3. **会員カードを紛失、又は汚損した場合はただちに本クラブに届出るものとします。届け出なく不正使用がされた場合には会員本人が損害を負担することになります。**

## 第13条 ビジターの取扱い

本クラブの施設に余裕のある場合、**本施設を会員以外に**利用させることがあります。又、料金は別途定めます。

## 第20条 改定

**本規約の改定及び変更はクラブにより為されるものとし、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。尚、クラブが本規約を改定及び変更を行う時は改定 1 ヶ月以上前までにその内容を施設内への掲示及び会社ホームページにて会員に告知するものとします。**

## 第21条 附則

本規約は平成25年4月1日より執行します。

本規約は平成31年3月1日より**改定**施行します。

**\*赤字部分が変更、もしくは追記されています。\***